

毎週月・水・金曜日発

富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(10)

目次

規則

○富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年6月28日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第34号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則及び富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する規則

(富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第1条 富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成11年富山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(入院患者の医療費)

第13条の2 県は、法第37条第1項の規定により患者の医療に要する費用(以下「医療費」という。)を負担する。ただし、当該患者若しくはその配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「絶対

的扶養義務者」という。)が医療費の全部又は一部を負担することができる
認められるときは、その限度において、負担をすることを要しない。

第14条の見出しを「(医療費の負担能力を把握するために必要と認める書類)」
に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「当該費用」を「医療費」に改め、同
項第2号を次のように改める。

(2) 患者若しくはその配偶者又は絶対的扶養義務者の法第19条、第20条(これ
らの規定を法第26条において準用する場合を含む。)又は第46条の規定によ
る入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの
場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に
よる市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法
第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する
所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を証明する書類
第14条第2項を削り、同条の次に次の4条を加える。

(医療費の自己負担額)

第14条の2 第13条の2に掲げる者が負担する医療費の額(以下「自己負担額」
という。)は、別表所得割の額の合算額の欄に掲げる額の区分に応じ、同表の
自己負担額の欄に掲げる額とする。ただし、その額がその月における医療費の
額を超えるときは、その月における医療費の額をもってその月における自己負
担額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めら
るところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定に
よる改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満
の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11
号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」と
いう。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶
養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に
同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除す
るものとする。

(2) 患者若しくはその配偶者又は当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 患者若しくはその配偶者又は当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

（日割り計算）

第14条の3 月の中途に県の負担を開始し、又は終了する場合の自己負担額は、前条第1項の規定により算出した額を日割り計算した額とする。

（免除及び減額）

第14条の4 県は、患者又はその者と同一世帯に属する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、第13条の2ただし書の規

定にかかわらず、医療費を負担するものとする。

- 2 県は、第13条の2に掲げる者に災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加があった場合において、必要があると認めるときは、医療費の全部又は一部を負担することができる。

(申請者への通知)

第14条の5 厚生センター所長は、法第37条第1項の申請をした者に対して別に定めるところにより通知するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第14条の2関係)

所得割の額の合算額	自己負担額
56万4千円以下の場合	0円
56万4千円を超える場合	2万円。ただし、当該患者が法第39条に規定する他の法律の規定により医療に関する給付を受けることができる者である場合で当該患者の医療費の額から当該医療に関する給付の額を控除して得た額が2万円に満たないときは、その額

(富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正)

第2条 富山県麻薬及び向精神薬取締法施行規則(平成2年富山県規則第54号)の一部を次のように改める。

第6条中「の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前々年分の所得税額。以下同じ。)」を「について法第58条の8第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額」に、「別表所得税額」を「別表所得割の額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定める

ところによる。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものと

する。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「147万円」を「56万4千円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(健康課)